

超勤時間の自己申告制はただ働きの温床！！ タイムカードで正確な労働時間の把握を！



少なくとも申告させて
オーバーした分は全
部ただ働きじゃない
か！

正確に申告しに
くい雰囲気の中
で

「あとどれくらいで終わりますか？」勤務終了間際になると、職場の責任者がスタッフに声をかけて回る。いつもの風景ですが、この超勤時間の自己申告制こそがただ働きの温床になっています。今までも「1時間と答えて1時間30分かかった場合、1時間しか申請できない」といった苦情が支部に

何回となく寄せられてきました。その都度「残った時間で記入してください」とアドバイスしてきました。管理職には労働時間を把握する義務があります。1時間で申告した労働者が業務終了までに1時間30分かかったら、それをきちんと把握するのが管理職の義務なのです。はじめに1時間と申告した労働者のせいにして、最初に申告した時間を超えた分をただ働きにしてしまっただけでは管理職失格です。では、管理職はすべての労働者が業務終了まで職場に残っていなければいけないのでしょうか？ 違います。ICカードなどで客観的な記録を残し労働時間を把握するべきなのです。

また、事前命令をしていないから超勤に当たらないと強弁し、ただ働きを強制する管理職がいると支部に情報が寄せられています。事前に命令しなくても、労働者が働いていることを黙認していれば、そこには黙示の指示が成立したことになります。「事前命令していないから超勤にならない」などと言うことは通用しません。最初に申告した時間を超えて超勤になったら超えた分を請求できなかった、事前命令していないから超勤にならない。などと言われたらすぐに病院支部までご連絡ください。労働基準法に定められた割増賃金の不払いに加え、パワーハラスメントの可能性もあります。

<当面の日程 2019>

- 4/9 (火) 19:00~二支部新歓実行委員会
都庁職会議室
- 5/1 (水) 第90回メーデー
代々木公園
- 6/1 (土) 新人歓迎会
- 6/11 (火) 14:30~支部委員会
15:30~講演
女性の力が社会を変える 菱山奈帆子

今年もメーデーに参加しよう

サウンドデモのDJ、コーラー大募集中！！

今年も病院支部はサウンドデモでアピールします。原宿駅前で作ったトラックを爆音でプレイできるチャンスです。1,000人を超えるリスナーに自慢のトラックを聴かせることができます。やってもいいという人は病院支部書記局までご連絡ください。

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いまずくチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！



#看護師のしぶ子さんと検索